

## 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の 一部改正に伴う契約約款の改正について

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正（平成27年4月1日施行）に伴い、長期継続契約業務委託約款等を下記新旧対照表のとおり改正します。

本改正につきましては、函館市企業局と契約している工事、業務委託、賃貸借、物品売買および製造請負等のすべての契約に適用するものとし、既に契約を締結しているものについては、変更契約によらず読み替えによる取扱いとします。

また、新旧対照表は標準的な例ですので、個別の契約における契約条項のずれ等は、改正の趣旨により読み替えをするものとしします。

なお、独占禁止法の改正内容は[公正取引委員会のホームページ](#)をご覧ください。

函館市企業局長期継続契約業務委託（総価）約款 新旧対照表

現 行 約 款	改 正 約 款
<p>(談合等不正行為による解除) 第16条 (略)</p> <p>(1)受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）<u>第49条第1項に規定する排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項または独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。</u></p> <p>(2)受注者が、<u>独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項または独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。</u></p> <p>(3)受注者が、<u>独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審判の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。</u></p> <p>(4)受注者が、<u>独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、または棄却する判決が確定したとき。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(不正行為に伴う賠償金) 第17条 受注者は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料予定総額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号、第3号および第4号に掲げる場合において、排除措置命令または審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(談合等不正行為による解除) 第16条 (略)</p> <p>(1)受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）<u>第49条に規定する排除措置命令を受け、当該命令が確定したとき。</u></p> <p>(2)受注者が、<u>独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を受け、当該命令が確定したとき。</u></p> <p>(3) (削除)</p> <p>(4) (削除)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(不正行為に伴う賠償金) 第17条 受注者は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料予定総額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号に掲げる場合において、排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。</p>